

防災気象情報が発表された場合における教育活動の中止の判断について

1 臨時休校になる場合の判断基準について

下記の基準は、午前5時の時点で臨時休校等を行う基本的な判断基準です。

(1) の基準に達した場合は、臨時休校としますが、(2) の基準については、本校では、いろいろな状況を鑑みて判断をしないといけなため、判断基準によらない判断をする場合があります。その場合は、「すぐーる」等でお知らせいたします。

(2) の判断基準については、あくまでも目安と考えてください。

(1) 学校のある市町村及び近隣の市町村において、以下の警報が1つでも発表された場合

- ① 警戒レベル4相当以上の警報
- ② 暴風警報
- ③ 大雪・暴風雪・波浪のいずれかの特別警報

(2) 学校のある市町村及び近隣の市町村において、以下の警報が2つ以上発表された場合

- ① レベル3氾濫警報
※ 特定の河川（物部川、仁淀川、四万十川）に対して出されるもの
- ② レベル3大雨警報
- ③ レベル3土砂災害警報
- ④ レベル3高潮警報
- ⑤ 大雪警報
- ⑥ 暴風雪警報

※ 「② レベル3大雨情報」1つだけ、または、「② レベル3大雨情報」と「① レベル3氾濫警報」の2つが発令された場合は、学校のある市町村及び校区内の市町村の河川の状況を把握し、学校が総合的に判断して、「すぐーる」等でお知らせします。

※ 上記の(2)の基準には達していない場合でも、今後の台風の接近の状況や、線状降水帯の発生等による大雨、大雪等が予想される場合については、学校が総合的に判断して、「すぐーる」等でお知らせします。